

# 群馬自治

1

平成28年

No.347

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352



冬晴れ

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 59

特集

町村への提言「地方創生」への対応

東京大学大学院法学  
政治学研究所 教授

金井利之

町村トップ通信

長野原町／萩原睦男 町長

議会から一燈

上野村／仲沢太郎 群馬県町村議会議長会副会長

おすすめの一冊⑥⑥ 「オシムの言葉」

四五四億円という金額が今年度上半期だけで全国の自治体へ「ふるさと納税」として寄附されています。ここ二三年程は右肩上がりの推移をしている状況です。地方創生が打ち出され、地方が独自の特色を持った政策を推進することに共感した方、生まれ故郷への恩返しを心に、等々多くの方々が寄附をされている結果が数字で表れているのでしょうか。

片品村でもふるさと納税制度開始時から、事業を行っていません。この四月からは内容をリニューアルし、村の特産品を多く紹介できるよう夏季と冬季でメニューを変え展開しています。生産者、加工所、事業所他の方々には、制度の趣旨をご理解いただき、快く協力いただいていることに感謝しております。

協力といえば、片品村には、現在六名の『地域おこし協力隊員』が着任し、村民ではなかなか気づかない『片品村の魅力』をケググイッと全国へ発信しています。村内の様々な行事はもちろん、首都圏でのPRイベント

## 「小さくても輝く村」を目指して

トにとフットワークよく活動しています。今後は外への発信+村の中に新しい風を送り込んでもらえればと期待しています。

期待するといえば、冒頭のふるさと納税寄附金事業により、片品村が多くの方の目に留まる機会が増えていることです。片品に興味を持ってもらい、特産品を食してもらい、訪れてもらうことで、薪ストーブのようなやりわりとあったかい『片品村の良さ』を感じてもらい、村全体をもって『片品ブランド』となっていけるよう期待を持って事業を展開していければと思います。

片品村は尾瀬の郷構想「小さくても輝く村」を将来像として村づくりを推進しています。

前述のふるさと納税や地域おこし協力隊の今後の事業展開、また、これからの村としての取り組みが、細やかな研磨剤となり、片品村という原石をより一層『輝く村』へ磨き上げていくことを信じています。

(片品村役場総務課 中村学)



# 活動の原点は「町村のため」

群馬県町村会  
長  
（玉村町長）

貫井 孝道

## 謹賀新年

平成二十八年元旦

### 【群馬県町村会】

会 長 貫井 孝道  
（玉村町長）

副会長 金子 正一  
（邑楽町長）

〃 千明 金造  
（片品村長）

理 事 石関 昭  
（吉岡町長）

〃 神田 強平  
（上野村長）

〃 茂原 莊一  
（甘楽町長）

〃 熊川 栄  
（嬭恋村長）

〃 中澤 恒喜  
（東吾妻町長）

〃 岸 良昌  
（みなかみ町長）

〃 大谷 直之  
（千代田町長）

監 事 金井 康行  
（下仁田町長）

〃 栗原 実  
（板倉町長）

事務局長 梅村 透  
外職員一同

新年明けましておめでとございませう。

皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をつつがなくお迎えのこととお慶び申し上げます。

### 【昨年を振り返って】

昨年は、五月に口之永良部島が突如噴火したほか、九月には台風十八号に伴う関東・東北豪雨で近隣の茨城県や栃木県でも多大な被害が生じました。

間もなく五年が経過する東日本大震災やその後の台風・豪雨災害などを教訓に、緊急時において住民をどう避難させ、どう安全を守るのかという総合的な危機管理施策を行ってきたはずですが、自然の猛り狂う脅威の前では、なすすべもありません。

本県は、二十四時間体制で常時監視されている活火山も有し、急峻な山地や河川も多く、災害を受けやすい地域であることから、防災・減災対策の一層の充実強化を図り、住民の尊い生命、身体及び財産を守っていかねばならないと改めて痛切に感じております。

### 【地方創生への取組】

安倍内閣では、「地方創生」を内政の重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少の克服と地域の活性化に向けた取組みを行っているところであり、  
が、町村においては、少子高齢化や人口減少が進み、基幹産業である農林業が衰退するなど、極めて厳しい状況が続いておりますので、我々町村長も政府の取組みと十分に連携し、住民等と一体となって、自ら知恵を絞り、自らの地域の実情に応じた個性を活かしながら、新たな価値や魅力を生み出しつつ、全力でこの「地方創生」に取り組みでいく必要があります。

### 【町村財政の強化】

町村が自主性・自立性を発揮して、地域の個性や魅力を活かした様々な施策を着実に実施していくためには、町村の財政基盤の強化が不可欠であり、安定的な自主財源が確保されなければなりません。

このため、財政基盤の脆弱な町村の生命線とも言うべき地方交付税については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充、「歳

出特別枠」の堅持等を通じ、地方交付税総額が確実に確保されるよう、また、「ゴルフ場利用税」をはじめとする地方の貴重な税財源については、現行制度の堅持など、地方税財源が確実に確保されるよう、昨年に引き続き、今後も強力に訴え続けていかねばなりません。

### 【TTP対策】

我が国・我が県の農林業に目を向けますと、昨年十月、日米など十二カ国において大筋合意がなされたTTP協定に関し、安倍総理は「国会承認までの間に、国内対策を取りまとめ、万全の措置を講じる。」と発言されておりますが、国内農業への影響、とりわけ、我が県の大部分を占める中山間地域の農業を中心に深刻な打撃が及ぶ懸念がありますので、経済性や効率性のみにとらわれた対策に終始せず、農山村の活力を維持するための農山村振興策とのバランスの取れた対策を実施するよう強く主張していかねばなりません。

### 【人事評価制度の活用】

本年四月からは、人事評価制

度が完全実施されますが、私は、評価結果をどう活用するかだけでなく、職員を多面的に判断できる環境をどう構築するか、評価者がいかに公平・客観的に評価できるかを追求することが最も重要だと考えます。

人事評価制度を有効活用し、職場の活性化、職員のやりがい・誇りに繋げる人事評価制度でなければならぬと考えます。

### 【町村のために】

昨年五月に会長に就任し、会長として初めて新年を迎えましたが、この間、不慣れな私を支えてくださった皆様に厚く御礼申し上げます。

引き続き本年も、県内町村のため微力ながら全精力を傾注し、県内町村や関係・関連団体との連携を密に保ちながら、町村の振興発展に向けた活動を引き続き強力に展開していく所存ですので、皆様のなお一層のご支援、ご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年に当たつてのご挨拶とさせていただきます。



# 議会機能の強化を目指して

群馬県町村議会議長会長  
(榛東村議会議長)

金井 佐 則

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は、昨年十一月二十日の臨時総会において、群馬県町村議会議長会の第二十九代会長に選任され、早や一か月が過ぎました。

この重責に身の引き締まる思いですが、重庄に怯むことなく町村議会発展のため、力の限りを尽くしてまいりたいと存じますので、議長をはじめ、議員各位のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。

さて、昨年九月の関東・東北豪雨は、二つの台風の影響により、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨で、茨城県常総市の鬼怒川の堤防が決壊して甚大な被害をもたらしました。

ここ数年、全国各地で発生する自然災害は、五十年に一度、百年に一度と言われておりますが、これは既に異常ではなく、日常起こりうる災害として対策を考えていかねばならないと思えます。

住民の安全・安心を確保するため、議会として積極的にかかわっていくべき問題であると認識しております。

次に地方議会制度に関する諸問題についてですが、現在、政府の第三十一次地方制度調査会でも議論をしている議会制度のあり方について、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の議会三団体が共同で重点検討項目として掲げている中で、議会の招集権の問題があります。議会の招集権は本来、議会側にあるべきものと考えます。必要に応じて議会を機動的に開催できるよ

う、議長に招集権を付与すべきです。

その他にも、地方議会議員の法的な位置づけを明確にするため、地方議会議員の責務を地方自治法上に規定すること、また、議会の政策提案機能を充実させるため、予算修正権の制約の見直しなど、議会権限の拡充・強化についても全国町村議会議長会等を通じて声をあげていきたいと思っております。

さらに、現在、我が国が直面している「人口減少」については、一朝一夕に解決する問題ではなく、継続的に取り組んでいかなければならないと思えますので、地方の自主性や主体性が損なわれることなく、安定的な財源が確保できるよう努力していく必要があると思えます。

昨年、大筋合意に達したTPP（環太平洋経済連携協定）については、町村の多くが農林水

産業を基幹産業としており、生産者のみならず、農山漁村の社会経済に与える影響にも注意を払っていかなければなりません。

これらの課題を解決に導けるよう、関係団体と一層の連携を図りながら、微力ではありますが、誠心誠意尽力していく所存ですので、皆様のご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



## 謹賀新年

平成二十八年元旦



【群馬県町村議会議長会】

会 長 金井 佐 則  
(榛東村議長)

副会長 仲沢 太郎  
(上野村議長)

〃 佐 保 勝 彦  
(甘楽町議長)

理 事 高 橋 茂 樹  
(玉村町議長)

〃 一 場 明 夫  
(東吾妻町議長)

〃 河 合 生 博  
(みなかみ町議長)

〃 田 部 井 健 二  
(邑楽町議長)

監 事 高 橋 昇 三  
(昭和村議長)

〃 福 田 正 司  
(千代田町議長)

事務局長 梅 村 透  
外職員一同



# 追い風が吹くまち

長野原町長 萩原睦男

はじめに

長野原町は群馬県北西部に位置し、長靴を逆さにしたような形です。北部には源頼朝によって発見されたと伝えられる川原湯温泉が、南部には浅間山の麓で避暑地・別荘地として人気の北軽井沢が位置しており、南北地域の標高差はなんと約千メートル。同じ町内で実に様々な自然を楽しむことができます。

八ッ場ダムは無事本体着工を迎え、それに伴うインフラ建設などの生活再建事業が着々と進んでいます。中でも既に完成している八ッ場大橋・不動大橋は、その高さによる眺望を楽しみに連日多くの観光客が訪れています。また、水没地としてこれら二本の橋の畔に移転した川原湯温泉では、旅館や飲食店が次々と営業を再開し、懐かしく新しい観光地として活気を取り戻して参りました。

人口減少対策の取り組み

人口減少が進んでいる本町ですが、町全体を盛り上げるため様々な新しい施策を進行中です。特に規模の大きい事業としては浅間山ジオパーク構想が挙げられます。これは婦恋村と協力し進めているもので、経済・観光・教育・防災など様々な分野の発展が見込めます。町内では地元愛を、町外には知名度を高め、人口減少対策の大きな力に変えていきたいと考えております。

その他、町内レジャー施設で開催予定の婚活パーティーをはじめ、時代の流れを取り込んだ施策も続々企画中です。中には、企画ミーティングに町職員だけでなく町内有志にも参加して頂くなど、町民の声がダイレクトに活かされる企画づくりにも取り組んでいます。

もちろん人口減少対策の基盤として福祉医療の充実にも力を

入れており、中学生までのインフルエンザ予防接種無料化や、高齢者向けの無料福祉バス、ホームヘルプサービス、緊急通報装置の無償提供など、どんな世代でも暮らしやすい町づくりを進めています。



川原湯温泉湯かけ祭り

冬の二大イベント

新年を迎え早々に、本町では大きなイベントが続けて開催されます。一月二十日に開催される川原湯温泉の「湯かけ祭り」、二月十三日に開催される北軽井沢の「炎のまつり」。

川原湯温泉「湯かけ祭り」は国内有数の奇祭として知られ、真冬の早朝にふんどし姿の男たちが紅白チームに別れて川原湯温泉の湯を掛けあう、威勢のいい祭りです。県内外から大勢の参加者・見学者・マスコミが駆けつけ、毎年大きな盛り上がりを見せています。

北軽井沢「炎のまつり」は夜空の下、何千本ものろうそくによって炎のアーチが作られる祭りです。クライマックスには花火の打ち上げもあり、天も地も光に包まれる幻想的な光景が目の前に広がります。どちらも是非一度はお越し頂きたい冬の二大イベントです。

追い風を力に

本町では現在、役場新庁舎の建設を予定しております。この新庁舎には住民総合センターを併設し、人々が気軽に集まり住

北軽井沢炎のまつり



民協働がうまれる「町のロビー」をテーマに平成三十年完成を目指し動き始めたところ。平成三十一年度には八ッ場ダムも完成が予定されており、次々と町に新しい風が吹いています。そしてこの風は「追い風」であると確信しています。

平成三十一年には百三十周年を迎える町政に、「オール長野原」の精神で町一丸となり取り組んで参ります。皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



## 町村への提言

### 「地方創生」への対応

カクツキのちほうそうせい  
東京大学大学院法学政治学研究科教授

金井利之

## 1. 過疎・過密と「国土の均衡ある発展」

戦後日本の高度成長は、地方圏から大都市圏への「民族大移動」とでもいうべき、人口の地理的分布の変化をもたらした。

敗戦直後の日本は、膨大な人口圧力に悩む社会であった。高度成長が始まって、産業化の恩恵を享受できない農村圏では、農家の次三男など「過剰労働力」が問題視された。むしろ、大都市圏への人口流出を望ましいと考えていた。

しかし、一九七〇年ごろを境に、地方圏からの人口の過剰流出が「過疎」として認識されるに至った。とはいえ、日本全体は人口増加社会であり、地方圏の過疎は、大都市圏の過密と一体不可分の問題であり、過疎過

密の国土の不均衡が問題とされたのである。

そこで、一九七〇年代からは、「国土の均衡ある発展」を目指し、産業（仕事）や人口の地方圏への分散政策が執られた。いわば、田中角栄型の国土均衡政策であった。

その頂点が、竹下内閣における「ふるさと創生」一億円事業である。地方交付税の基準財政需要額を一億円積み増すことにより、各市町村に紐のつかない資金を提供し、市町村ごとの地域活性化への創意工夫を期待したのである。

「ふるさと創生」は、一九八〇年代ごろより、各地域の「まちづくり」などの内発的發展が

成果を挙げ始めた趨勢を反映するものであった。田中角栄型の国土均衡政策は、国からの公共事業の箇所付けや補助金というお仕着せのなものであったが、こうした国主導では地域活性化は持続しなかった。地域が自ら主導権を持った内発的發展こそが重要であり、「ふるさと創生」

はその方向性を、紐のつかない資金で支えようとするものであった。そして、それは来るべき一九九三年からの分権改革の露払いでもあった。

ただし、「ふるさと一億円」事業の規模は三千億円程度と限られたものであり、各省官僚と族議員からなる公共事業と個別補助金の既得権石盤を崩すこともできなかった。したがって、各地域の地域活性化策は、こうした縦割の「槍ぶすま」をうまく掻い潜り手練手管を使いながら、進められたのである。

## 2. 「改革の時代」と

### 地方圏軽視

ところが、一九九〇年代に入り、日本経済の長期不況のなかで、公共事業の削減を中心とする財政構造改革が開始された。また、同時期に行われた政治改革では、小選挙区制が導入されるとともに、定数定止が行われ、衆議院議員の定数が地方圏から大都市圏に大幅に移行したのである。つまり、地方圏を地盤と

する議員は、自民党内でも少数派になった。しかも、中選挙区時代には自民党議員同士で利益誘導の競争をしていたが、定数一人になり、多くの自民党議員は選挙が安泰になり、地元利益誘導に不熱心になった。このような政治基盤の変化と公共事業の削減が結合して、「国土の均衡ある発展」政策は二〇〇〇年

代には失われたのである。

以上の変化を前提に登場したのが、二〇〇一年からの小泉政権である。小泉政権は「構造改革」と銘を打ち、地方圏軽視の政策を展開していった。

例えば、三位一体改革は、補助金負担金を減らすものである。勿論、補助金負担金を削減して地方交付税を増やすのであれば、自治体に紐のつかない財源が増えるので、「ふるさと創生」の方向性と同じく、地域の内発的な活性化策を下支えたことであろう。しかし、実際の三位一体改革は、「二〇〇四年地方財政ショック」という、地方交付税の大幅削減と一体であった。こうした財政調整の抑制は、一九四九年のドッジライン以来のことともいえる。

加えて、地方交付税削減と段階補正の変更に伴い、地方圏の中小町村は将来を悲観して、いわば「集団自決」とでもいうべき平成の市町村大合併に向けて雪崩を打って行進した。また、合併した周辺部旧町村は疲弊に喘ぐことも起きてきた。

つまり、小泉政権以来、続いていることは、地方圏の構造的な軽視という政策である。そし

て、その方向性は、経済不況に伴う財政削減路線、および、定数は正などの政治的な大都市圏偏重という構造的な要因によって支えられている。単に首相その他の為政者の好みの反映では

### 3. 「地方創生」の本質

二〇一四年九月になって、第二次安倍政権が「地方創生」(まち・ひと・しごと創生)を打ち出したことは、一九九〇年代後半以降続く、地方圏軽視政策を転換するものとして、地方圏の関係者には期待する向きもあるようである。

国が「地方創生」を進めるか否かに関わらず、自治体は以前から一貫して地域活性化を進めてきた。その名称が「まちづくり」「むらおこし」「しまおこし」「地域開発」と呼ばれるか「活性化」「地域振興」「地域再生」と呼ばれるかに関わりはない。そうした自治体・地域関係者にとって、久方ぶりに地方圏に国の政策的関心が及んだと思われ

たかもしれない。しかしながら、「地方創生」は、

ないのである。したがって、少なくとも、一九七〇年代八〇年代のイメージで、地方圏自治体が国に対して地方圏への支援を求めても、期待外れになるだけである。

上記のような緊縮財政(「ケチ」と大都市圏偏重(「都会目線」という構造のもとに展開されている。首相や担当相の主観的意図や良心が那邊にあるかに関わらず、こうした構造のもとでは、所詮はケチで都会目線の政策になってしまふのである。

ケチとは、わずかな金額の地方創生交付金(実態は紐付き補助金)の割には、計画段階、申請段階から、KPI(重要業績指標)に基づく事後検証段階まで、口喧しく国の為政者から文句を言われることである。しかも、国の為政者は、口出しをできるような地域活性化のノウハウを持たないにもかかわらず、

都会目線とは、所詮は大都市圏に貢献する事業にのみ、国は

関心を持つということである。一つは、「生めよ増やせよ」という大都市圏への人口供給源としての貢献が期待されている。もつとも、現実的に言って、日本全体の人口減少を反転させるほどの少子化対策を打ち出せる自治体・地域が出て来るとは思えない。小規模町村や集落の目線では、活性化で少子化対策が功を奏することはあるが、少なくとも、「都会目線」では量的には「役に立たない」といわずには思われるだろう。

二つは、日本版CCRC(「生涯活躍のまち」と称する老人地方移住・収容施設の受け入れである。そもそも、すでに大都市圏では特別養護老人ホームに入所できないときには、居住地から離れた郊外や地方の民間施設に入所することは行われてきた。こうした、市場原理に基づく趨勢を加速化するのは、新自由主義・グローバリズムといった都会目線では自然なことである。つまり、都会圏から老人が地方圏に消えてくれる限りにおいて、国は関心を持つてくれるのである。

しかし、より重要なことは三つめである。一部の「成功」し

## プロフィール

東京大学大学院法学政治学研究科教授

**金井 利之** (かない としゆき)

- 1967年 群馬県桐生市生まれ
- 1989年 東京大学法学部卒業
- 1992年 東京都立大学法学部助教授
- 2002年 東京大学大学院法学政治学研究科助教授
- 2006年 同教授

『実践自治体行政学』（第一法規、2008年）、『ホンブック地方自治 [第3版]』（礒崎初仁氏・伊藤正次氏と共著、北樹出版、2014年）、『地方創生の正体』（山下祐介氏と共著、ちくま新書、2015年）など、著書多数。

『ガバナンス』『地方自治職員研修』『議員ナビ』に連載、『自治日報』などに定期的に寄稿。

各地の自治体や自治体が構成する団体（地方六団体など）や関係団体の審議会委員、研究会委員、採用試験委員、研修・講演講師などを務める。

## 4. 「地方創生」への対応

た自治体・地域を国が「称賛」することによって、その他の苦しいでいる自治体・地域を、国が政策的に見捨てることを目立たなくさせることである。目立たない形で周辺圏・地方圏の衰亡を放置するのが、都会目線の国策のスタイルである。「成功」

した地域・自治体を国として明確に持ち上げておけば、「国は地方圏を見捨てた」という批判を躲すことができるのである。しかし、実態としては、多くの地域の苦境を放置し、「国土の均衡なき衰退」を放置することにある。

国がどのような政策を打ち出すと、地域住民の福祉に責任

のある自治体は、創意工夫ある地域活性化策を進める。今まで

もそうであったし、これからもそうであろう。真の地方創生は、国がいかなる政策を採るかに関わらず、自治体の政策目標である。そのときに、国が「地方創生」を打ち出したのであれば、それを活用するのは当然である。その限りで、自治体間・地域間競争の様相を呈してくる。しかし、上記の通り、緊縮財政と大都市圏偏重という土壌の上に咲いた「地方創生」策は、所詮は地方圏に豊かな実りをもたらさない。むしろ、「地方創生」に順応しすぎて、妙に国から褒

められるような「成功」を目指すと、変な迷惑施設や有害施設を押し付けられて、地域社会が「悪銭身につかず」的な末路を迎えることに繋がりがかねない。「地方創生」には、適当にお付き合いしすぎることを超えるべきではない。

同時に、地域活性化が容易に成功しないこともまた、多くの地方圏の自治体・地域・住民は知っている。その苦境のときの地域社会と住民生活の保障こそが、地方圏自治体が一致団結して国に求めるべきことである。自治体・地域の「成功」を称賛することは、国でなくてもできる、というべきか、そもそも国の役割ではない。むしろ、苦境にあえぐ自治体・地域・住民の生活を縁の下から支えるのが国の責務である。

しかし、緊縮財政と大都市圏偏重に拘束されている国は、容易に地方圏保障をするとは言えない。経済財政や政治の構造を反転させることも目指して、せめて「地方創生」の機会を捉えて、町村を中心とした自治体は共同して国に要求をしなければ、地方圏の町村は活路は見いだせないであろう。

# T P P協定に関する特別決議を採択 全国町村長大会を開催



平成27年11月18日、正午から、東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会が開催された。

この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるように、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもので、全国九百二十八の町村長、

各都道府県町村会関係者及び来賓の萩生田内閣官房副長官、高市早苗総務大臣、石破茂地方創生担当大臣など約千三百人が出席した。

はじめに、藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）から挨拶があり、「安倍内閣が進めている地方創生を日本創生につな

げていけるよう、全力で取り組んでいく。また、大筋合意したT P P協定が、中山間地域の農業に深刻な打撃を与えるのではないかと懸念しており、最重要の問題として今後も対応していく。誇りある地域づくりのために、困難な課題に積極果敢に取り組んでいこう」と参加者に訴えた。

その後、来賓挨拶に移り、内閣総理大臣代理の萩生田内閣官房副長官から、「町村と緊密に連携し、元気で豊かな地方創生をさらに進め、誰もが将来活躍できる社会の実現を目指す。町村長の皆様には、豊かで活力ある地域社会を創り上げるため、遺憾なく力を発揮されることを期待するとともに、国の諸施策へのご協力を改めてお願いする」と挨拶があった。

萩生田内閣官房副長官の挨拶の後、大島衆議院議長、山崎参議院議長、高市総務大臣、石破



藤原全国町村会長



萩生田内閣官房副長官

地方創生担当大臣、谷垣自民党幹事長、飯田全国町村会議会長が挨拶を行った。

続いて、町村へのメッセージとして、町村の振興を考える会の山口俊一会長が登壇し、「町村の疲弊に歯止めがかからない状況の中で、有志が集い『町村の振興を考える会』を結成した。地方創生の実現やT P P対策の

決

## 決

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻



山口俊一氏

ために、議連としても党としても、町村の財源確保のため取り組んでいく。町村長の皆さんにおかれては、地域の発展のため、ますますご活躍されたい」と町村長を激励した。

最後に、議事として、決議・特別決議及び大会要望を審議し、それぞれ採択・決定され大会を閉じた。

## 議

く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本震災の被災地における復興をはじめ、地方創生・人口減少克服のためには、国と地方が総力を上げて取り組

んでいかなくはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しよう、特に左記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災からの復興の加速化をはかるとともに、全国的防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、地方創生を強力に推進すること。
- 一、地方分権改革を強力に推進

すること。

- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠及び別枠加算を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

- 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
- 一、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興をはかること。

- 一、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定に関する特別決議

平成二十七年十月五日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の太筋合意がなされた。

今回の合意は、幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業においては、中山間地域のみならず相対的に条件が整った

農業地域にも深刻な打撃を与える懸念がある。このことは、食料自給率の低下を招くとともに、「美しく活力ある農山漁村」の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となりかねない。全国町村会は、昨年九月に農

業・農村政策のあり方について提言を行い、その中で「都市・農村共生社会の創造」を主張し、

国土保全や水源の涵養、環境・景観の維持等、農山漁村が有する価値の重要性を訴えてきた。政府においては、これまで以上

に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、左記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1. 国内農林水産業の振興
- (1) 重要五品目については、以下の対策も含めた、強力な振興施策を速やかに講じること。
- ① コメについて、新設された国別枠の買い上げに対する万全の財政措置と、飼料用米等に対する直接支払交付金、経営所得安定対策への十分な財政措置
- ② 麦について、マークアップの削減により生じる経営所得安定対策の財源不足に対する十分な財政措置
- ③ 牛肉・豚肉について、経営安定特別対策事業等の拡充、これら事業の法制化と十分な財政措置

④ 乳製品について、酪農経営安定対策の拡充と十分な財政措置

⑤ 甘味資源作物について、現行の糖価調整制度の維持が可能となるような十分な財政措置

(2) 重要五品目以外の、林産物、水産物、果樹等については、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、燃油・飼料代等の生産コスト対策等、確実に再生産が可能となる諸施策を講じること。

(3) 所得の向上による担い手の育成・確保、生産力の向上、六次産業化等による高付加価値化、国内外の新たな需要の開拓など、農林水産業の体質強化対策を講じること。

(4) 多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、これらの影響やその根拠となるデータを毎年度詳細に開示すること。

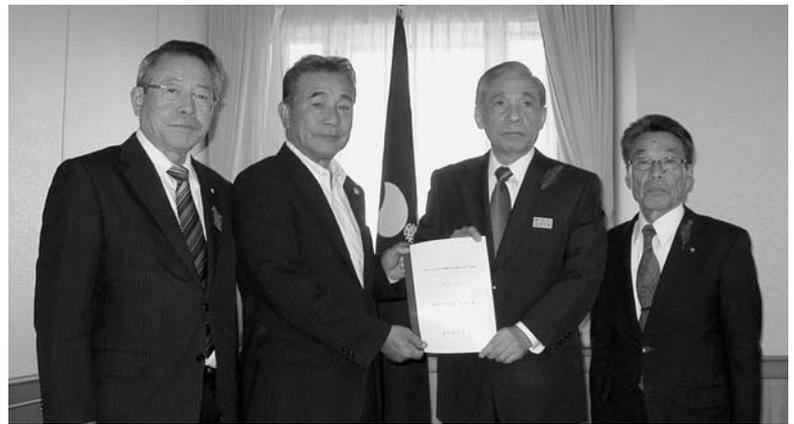
その上で、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できるよう、十分な資金を有する「TPP対策基金」を創設すること。

⑤ 今後の貿易交渉にあたっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。  
2. 農山漁村の活力の維持  
今回の合意による影響は地域によって多様であり、その農林水産業振興対策は、地域の実情に最も通じた地方自治体が、多面的機能を十分発揮させつつ「農山漁村の振興」とのバランスをとりながら実施するべきものである。過度に農林水産業の生産性を追求した振興策は、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、農山漁村人口の減少を招き、農山漁村の活力維持を阻害するおそれがある。政府においては、地方自治体が、農業経営力の強化や六次産業の育成など、農村の価値を高めるような独自の対策を、前記の観点から主体的に実施できるように、国が使途の大枠を決定した上で、地方自治体に客観的な基準により配分する、既存の補助金を統合した新たな交付金「農村価値創生交付金(仮称)」を創設するべきである。我々も政府とともに、これらの施策を通じ、農山漁村の価値を向上させ、その活力の維持を図るため、全力を挙げて取り組み決議である。以上決議する。

# 平成28年度 予算編成・施策に 関する要望活動を実施

平成27年10月14日、大澤知事に対し、群馬県の平成28年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。



正副会長と知事

## 平成二十八年県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

住民とより密接な関係にある町村は、平成二十八年度においても、その長所を活かして住民自治を大切に、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率化を図りつつ、自らの

地域の实情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して「地方創生」にも取り組んで行く所存ではあります

が、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など依然として大変厳しい状況にあることもご理解いただきたいと思います。

さて、今般の要望事項につきましては、「地方交付税の充実強化」をはじめ、我々町村にとつては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

殊に、自治体間の財政力格差を是正する財政調整機能も有する地方交付税については、町村が自主性・独自性を発揮し様々な施策を着実かつ継続的に実施していくための自主財源として、その総額の安定的確保が不可欠でありますので、県におかれましては、地方交付税総額の確保について全力で対応いただければ幸甚に存じます。

また、人口減少の克服と超高齢化という我が国が直面する大きな課題に取り組むため、政府・地方が一体となって地方創生を推進しておりますが、町村において、その取組みを着実に進め、より抜本的な対策を講じるためには、「まち・ひと・しごと創生事業費」総額の拡充が重要となっておりますので、「まち・ひと・しごと創生事業費」拡充を国へ働きかけ賜りますようお願い申し上げます。

なお、その際には、条件不利地域や財政力の弱い町村が、人

口減少の克服と地方創生の目的を達成するためには、息の長い取組みを実施していく必要があらますので、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式に移行するとされている「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定については、長期にわたる取組みが必要な地域もあることを十分考慮されるよう併せて国に強く訴えていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 1、地方交付税の充実強化について

総務部

人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」及び「別枠加算」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、国への働きかけを引き続き要望いたします。

なお、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式に移行するとされていますが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮するよう併せて国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、さらには税収確保体制を強化し整備していく必要があります。このため、これまでも増した賦課徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる市町村相互の連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の強化充実を図ることを引き続き要望いたします。

### 3、防災行政無線のデジタル化整備について

総務部

いち早く正確な災害情報を住民に伝達する必要から防災行政無線システムが構築されており、防災行政無線のデジタル化に向けて、総務省の緊急防災・減災事業債を活用したい町村も

ありますが、同省では「緊急防災・減災事業債」の事業年度を平成二十八年度までとし、平成二十九年度以降の取り扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討するとの見解を示しております。

防災行政無線のデジタル化は町村にとって、財政負担が極めて大きいこと、相応な整備期間が必要であることから、県におかれましては、財源的に有利な「緊急防災・減災事業債」の期間延長若しくはこれに代わる財政措置の充実強化を国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

### 4、浅間山・草津白根山・日光白根山に係る防災訓練体制等の確立について

総務部・農政部・産業経済部

本県におきましては、全国百十の活火山のうち浅間山、草津白根山、日光白根山の三つが二十四時間体制で常時監視されている四十七火山に選定されており、現在、火山ごとに防災協議会が組織され、火山防災についての協議検討がされているところであります。

また、ひとたび噴火という事態になりますと、農林業及び観光業など県内主要産業への降灰等による影響のみならず、風評被害による影響も懸念されることから、県におかれましては、必要に応じて適宜・適切な対策が講じられる体制の確立も図られますよう併せて要望いたします。

## 2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）すること

さらには税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても平成二十八年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する

防災行政無線のデジタル化は町村にとって、財政負担が極めて大きいこと、相応な整備期間が必要であることから、県におかれましては、財源的に有利な「緊急防災・減災事業債」の期間延長若しくはこれに代わる財政措置の充実強化を国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

## 5、通訳職員の配置に係る支援について

生活文化スポーツ部・産業経済部

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

外国人住民が人口の約一五割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、庁内にポルトガル語の通訳を複数配置し、各種相談の受付や必要な情報の翻訳等を積極的に行っているが、寄せられる相談や問い合わせの中

には、町外に住む外国人からのものも多く、翻訳資料についても他市町村からの要望により、諸々提供している一方で、近年では、ポルトガル語圏以外の外国人住民の増加からポルトガル語以外の言語での対応も必要となっているそうです。

外国人住民に対する行政サービスの提供は、県内市町村共通の事柄でもあり、また、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、本県を訪れる外国人観光客も今後増加することから、ますます、通訳職員や翻訳資料の必要性、重要性も高まると考えられます。

つきましては、町村独自の努力では限界があることから、県におかれましては、通訳職員の人材育成に係る経費補助や情報の多言語化の必要性といった課題対応について、特段の配慮を賜りますようお願いいたします。

## 6、少子化社会対策の推進について

### 健康福祉部

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向

はきわめて深刻さを増しています。

人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されますので、県におかれましては、少子化対策の観点から、次の事項について国へ働きかけいただきますようお願いいたします。

(1) 不育症に対する公費支援策について

妊娠しても胎児が育たず、流産・死産を繰り返してしまう不育症の発生率は、一説によると妊娠女性の二割〜五割にも上ると言われており、この治療については、高度で専門的な知識が必要なため、不育症に詳しい医師の診断や検査・治療が必要となり、保険適用外治療は高額であるため治療を断念せざるを得ないケースもあるので、補助制度を導入すること。

(2) 周産期医療・小児救急医療の体制整備について

安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少な

くても二次医療圏内での周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があると思われるので、医師等の人材確保も含めた十分な財政支援策を講じること。

## 7、『新しい総合事業』への移行に対する支援について

### 健康福祉部

平成二十七年四月から、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができ『新しい総合事業』へと体制の整った市町村から順次移行することとなりましたが、県内町村における『新しい総合事業』の実施については、財政状況が厳しい折、十分な職員体制もなく、大幅な業務量の増大も見込まれ、今後の対応に苦慮していることから、多くの町村で移行期限の平成二十九年四月へと先送りされました。

また、『新しい総合事業』の実施にあたっては、県民が住んでいる場所でサービスの内容に差が生じるなど、地域間格差も懸念されますので、町村間の格差を是正し、足並みを揃えて『新しい総合事業』に取り組めるよう、次の事項について県の強力な支援を賜りますようお願いいたします。

(1) スムーズな『新しい総合事業』への移行に向けた情報提供及びフォローアップ体制の強化

(2) 保健福祉事務所による管内町村連絡会議の開催及び他機関との連絡調整

## 8、福祉医療制度の更なる充実について

### 健康福祉部

福祉医療制度は重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう医療費の自己負担を補助する制度であり、障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援、また少子化の一途を辿っている現在の日本において、子育て環境づくりを推進する上で、重要な制度であります。

すので、次の事項について県のご協力が賜れますようお願いいたします。

(1) 子ども、重度心身障害者や母子家庭等への医療費助成（地方単独事業）を行うこと

(2) 子ども、重度心身障害者や母子家庭等への医療費助成については、県内統一に向けた取り組みも講じること。

(3) 子ども医療費における県外受診にかかる償還払い廃止に向けた近県医療機関との連携強化を図ること。

## 9、国・県道等での事故等による動物死体の収容の対応と支援について

### 健康福祉部・県土整備部

野生動物を含む動物の死体の取扱いについては、一般廃棄物として町村で処理することとされているほか、犬・猫等の動物の死体の収容については、群馬



度においてもその制度を継続実施していただいた効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していたことにより県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善が図られることが期待できますので、当該補助制度の平成二十八年度における継続を要望するだけでなく、当該補助制度の長期継続も併せて要望いたします。

## 14、浄化槽市町村整備推進事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、補助制度が無くなることは、大きな負担増となり、汚

水処理率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられているので、浄化槽市町村整備推進事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に駆体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることは明白ですので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国へ働きかけていただきますとともに県としても新たな補助等の対策を検討していただき、すよう要望いたします。

## 15、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については地域の水質汚染の改善や生活環境の向

上を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところです。各処理区の流域下水道では、

従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりますが、平成二十五年の県下水環境課主催の会議において、県から平成二十五年中に構成団体と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、平成二十七年七月末現在協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、平成二十八年度においても従前のおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費についても回収の意向が示されておりますが、本件についても構成団体に多大な負担を強いるものでありますので、現行のおり県負担継続を要望いたします。

## 16、金精トンネル(仮称)の建設について

県土整備部

片品村と栃木県日光市を結ぶ、日本ロマンチック街道の一部である国道二二〇号線の高精峠については、雪崩の危険性が高い箇所が点在し、安全確保が極めて厳しい状況にあるため、冬期間の閉鎖が余儀なくされてまいります。

通年開通できれば、広域的観光ルートとして、県内への大きな経済効果が期待でき、地域の活性化にもつながりますので、金精峠が通年開通できるよう、新たなトンネル(金精トンネル(仮称))の建設も含めて検討していただくよう要望いたします。

## 17、七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と

県土発展に勢いを生んでいきます。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方で、西毛軸など整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、それらの地域では、過疎化、高齢化が激しく、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっておりますので、整備の遅れが指摘されている地域における交通軸の整備促進を加速させるとともに、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を要望いたします。

## 18、上信自動車道の早期完成について

県土整備部

吾妻地域には上信越高原国立公園があり、また豊かな自然と温泉地を有する全国有数の観光地でありながら、高速交通網から取り残されております。

上信自動車道は、群馬県渋川

市から吾妻郡を経由し、長野県東御市に至る約八〇キロの「地域高規格道路」であり、これが完成すれば、首都圏のみならず、中部、関西方面への農産物流通の動脈、交流人口の増加による観光振興はもとより、吾妻地域の雇用の創出や地域経済の活性化につながります。

現在、八ッ場バイパス区間がすでに完成し、渋川市から八ッ場バイパス区間までは全線整備区間に指定され工事が着実に進捗しておりますが、八ッ場バイパス区間から長野県の間が調査区間となっております。

つきましては、八ッ場バイパス区間から以西の整備区間指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう要望いたします。

## 19、空家等対策の推進について

県土整備部

空き家の有効活用等は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっており、先般、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立したところですが、町村がさ

らに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、県におかれましては、次の事項に関し、支援措置を講じるよう国へ働きかけいただきますとともに県費補助制度の創設も要望いたします。

(1) 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(2) 上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家も含め、賃貸住宅としての活用や他用途への転用など町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう、引き続き税制面での検討を行うとともに、新型交付金の弾力的活用をはじめ財政面においても積極的な支援を行うこと。

## 20、特別支援教育の充実について

教育委員会

い児童・生徒もおり、施設の改修等や支援員等の人材も必要であり、町村の負担軽減とはならない状況であります。

また、通常学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害をもつ児童・生徒に対する町村独自の支援体制により負担増ともなっております。

県におかれましては、これら児童・生徒のための特別支援教育の充実に向けた施設整備及び人的サポートに係る財政的補助制度の創設を要望いたします。

## 21、埋蔵文化財調査専門職員の派遣について

教育委員会

文化財保護行政は、当該町村の負担が過重になっているだけでなく、多くの町村では、埋蔵文化財調査専門職員がおらず、県の指導を受けながら埋蔵文化財の調査に対応している状況です。県におかれましては、埋蔵文化財調査専門職員派遣制度の創設を要望いたします。

## 「県選出国会議員と町村長との懇談会」及び「町村長研修会」を開催

償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税の堅持並びにＴＰＰへの対応等を本県選出国会議員へ要請

群馬県町村会は、昨年十一月十七日、東京・グランドアーク半蔵門において、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税の堅持並びにＴＰＰへの対応等を県選出国会議員へ要請するとともに、国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村政運営に役立てることを目的として「群馬県選出国会議員と町村長との懇談会」を開催した。

貫井会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長の要請事項の詳細説明後、出席した八名の国会議員各位から要請事項に対するコメントがあった。

また、翌日は、次の講師により研修会を実施し、終了後、全国町村長大会に出席した。

## 超高齢社会の活性化 〈アクティブシニア 移住のメリット〉



三菱総合研究所 主席研究員

松田 智生 氏



## 町村税源の充実強化に関する要請

住民とより密接な関係にある町村では、その長所を活かして住民自治を大切に、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率化を図りつつ、自らの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して「地方創生」に取り組みたいかねばなりません。町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など依然として大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、町村が、自主性・独自性を発揮し地方創生を著実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策など、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを実行するためには、安定的な財政運営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・独自性の向上を担保するものですので、本県選出国会議員各位におかれは、町村税源の充実強化を図るため、下記事項を強く要請いたします。

### 記

#### 1 償却資産に係る固定資産税の堅持

土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

#### 2 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。所在町村においては、アクセス道路の整備、維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかるうえでも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

#### 3 自動車関係諸税の見直しに係る代替財源の確保等

消費税1.0%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提としつつ、地方団体の準備や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

また、自動車重量税のエコカー減税の見直しについては、町村財政に影響を及ぼさないようにするとともに、軽自動車税のグリーン化特例の見直しにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

平成27年11月17日

本県選出国会議員 各位

群馬県町村会  
会長 賈井孝道

## 地方交付税の充実強化に関する要請

政府において、財政健全化目標達成のための歳出削減議論が進められておりますが、町村が地方創生に本格的に取り組んでいくこととしているときに、その財政基盤を揺るがし、意欲を削ぐようなことがあってはなりません。

町村が、自主性・独自性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であり、特に、地方交付税が有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとっては不可欠なものです。

よって、本県選出国会議員各位に、この両機能の堅持、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することを強く要請するとともに、下記事項の実現についても要請いたします。

### 記

#### 1 町村の行財政運営の安定確保

(1) 地方交付税の単位費用を低コスト団体に合わせる仕組みであるトップランナー方式を含む地方歳出の効率化を議論する場合は、単に財政力や行政コストの差のみに着目するのではなく、過疎、山村、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映し、個別町村の医療・保健・福祉サービスの確保、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村においては、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

#### 2 「歳出特別枠」及び「別枠加算」の堅持

高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、地方交付税の歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保すること。

平成27年11月17日

本県選出国会議員 各位

群馬県町村会  
会長 賈井孝道

## T P Pに関する要請

去る10月5日に環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉の大筋合意がなされましたが、この合意は、町村の基幹産業である農林業、特に我が県土の大部分を占める中山間地域の農業に深刻な打撃を与える懸念があります。

これまでも町村では、財政難、通商化等により疲弊の度を強めておりますが、我が国が今回の大筋合意をもって輸出偏重をさらに強めるとすれば、都市への人口集中と地方の過疎化が一層加速されることとなり、地方創生を推進するうえでも大きな支障とならねばなりません。

よって、本県選出国会議員各位におかれは、県内はもとより国内の農林業従事者が希望を持って経営に取り組みるよう、下記事項を実現されるよう強く要請いたします。

### 記

#### 1 国内農林業の振興

(1) 重要な品目については、以下の対策も含めた強力な振興施策を速やかに講ずること。

- ① コメについては、新設された国別枠分の買上げに対する万全の財政措置と飼料米への助成など他の支援策の維持・拡充
- ② 表について、マークアップ（政府管理経費及び国内産表の生産振興対策に割り当てる経費）の削減により生じる経営所得安定対策の財源不足に対する十分な財源措置
- ③ 牛肉・豚肉について、経営安定特別対策事業等の拡充、これら事業の法制化と十分な財源措置
- ④ 乳製品について、現行の施策の拡充を図るとともに、生乳価格や生産コストの変動に対応できる対策の実施
- ⑤ 甘味資源作物について、現行の糖価調整制度の維持が可能となるような十分な財源措置

(2) 重要な品目以外の林産物、果樹等については、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、燃油・飼料代等の生産コスト対策等、確実に再生産が可能となる諸施策を講ずること。

(3) 担い手の育成・確保、生産性の向上、6次産業化等による高付加価値化、国内外の新たな需要の開拓など、農林業の体質強化対策を講ずること。

(4) 多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、これらの影響やその根拠となるデータを毎年度詳細に開示し、その上で、各品目における影響に対し機動的かつ継続的に対応できるよう、十分な資金を有する「T P P対策基金」を創設すること。

(5) 今後のT P P参加国以外との貿易交渉にあたっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。

#### 2 農山村の活力維持

今回の大筋合意による影響は、地域によって多様であり、各地域の農林業振興策は、各地域の実情に最も適した町村が、「農山村振興」とのバランスを図りつつ実施すべきで、農林業の生産性向上のみに着目した振興策では、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、却って農山村人口の減少を招き、農山村の活力維持を阻害するおそれがある。

よって、農林業経営力の強化や6次産業の育成など、農山村の価値を高めるような独自対策を上記の観点から町村が主体的に実施できるよう、既存の補助金を統合し、国が用途の大枠を決定したうえで町村に客観的な基準に基づき配分する新たな交付金（農山村価値創生交付金（仮称））を創設すること。

平成27年11月17日

本県選出国会議員 各位

群馬県町村会  
会長 賈井孝道

## 林業対策の推進に関する要請

地球温暖化への対応は、地球規模の重要な喫緊の課題であり、我が国においても低炭素社会の実現に向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指していますが、地球温暖化対策を着実に推進するためには、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能も有している森林における二酸化炭素吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠であります。

しかしながら、とりわけ森林が多く所在する群馬県の山村地域の町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、森林所有者の負担が大きな障害となり、造林・間伐等が十分に実施できないことから森林の荒廃が進んでおります。

このような中、本県においては、平成26年度から「ぐんま緑の県民税」が導入され、森林整備等を県民の負担で進めておりますが、森林の二酸化炭素吸収機能に係る受益と負担の関係を着目するならば、本県民のみが税を負担することは適切ではなく、首都圏の企業や住民はもとより国民全体で負担すべきものであります。

また、美しく伝統ある山村を次世代に継承するためには、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を促し、人口減少が進む山村地域に産業と雇用を創出することも重要であります。

よって、本県選出国会議員各位におかれは、下記事項を実現されるよう強く要請いたします。

### 記

#### 1 森林環境税の創設

森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

#### 2 「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の譲与

石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、税収の一定割合を森林面積に応じ譲与すること。

#### 3 国産材の効率的・安定的な供給と需要の拡大

木材需要の喚起と拡大をはかるため、C L T（直交集成板）の普及に関する施策を着実に実施するとともに、間伐材等の利活用の促進、木質バイオマスに係る技術開発及び施設整備への支援を強化すること。

平成27年11月17日

本県選出国会議員 各位

群馬県町村会  
会長 賈井孝道

# 関東町村会

## トップマネジメントセミナー

六都県から九十九名が参加。

### 管理監督技術を学ぶ

関東町村会（関東各都県町村会）で構成。会長は、東京都河村（会長）では、町村が直面している課題の問題解決を図るため、



副町村長、総務課長として分権時代にふさわしい必要な知識や管理監督技術を習得することを目的とするとともに、希望する都県町村会の共同開催により、研修の効率化並びに県境を越えた町村どうしの情報・意見交換及び連携強化を図ることを目的として「関東町村会トップマネジメントセミナー」を開催した。今年十月六日～七日に、東京都・全国町村会館において、本会並びに茨城県町村会、埼玉県町村会、東京都町村会、神奈川県町村会及び山梨県町村会から副町村長・総務担当課長等九十九名の参加があり、日本の政治・経済、地域活性化及び勤労者の健康管理術等について学んだ。各演題と講師は次のとおり。

## 日本の政治・経済について

テレビ朝日コメンテーター

三反園 訓氏



## 地元にと仕事を取り戻せ — 地域循環の経済に向かって —

島根県中山間地域研究センター 研究統括監

藤山 浩氏



## 地元こそ最前線 — コミュニティデザインを活かす —

Studio11代表 コミュニティデザイナー

山崎 亮氏



## いきいきと働ける職場づくり

横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長

山本 晴義氏



平成28年度

# 法令外負担金等 規制委員会を開催

群馬県市長会及び群馬県町村会が事務局となり、十二市長及び県町村会理事で構成する法令外負担金等規制委員会が、平成二十七年十一月十三日に群馬県市町村会館特別会議室で開催され、規制対象四十四団体から提出された平成二十八年度市町村

負担金の取り扱いについて審議した。

平成二十八年度市町村負担金については、慎重審議の結果、次のとおり各団体の法令外負担金を規制することを決定するとともに、関係団体へ協力要請した。

## 平成28年度法令外負担金等の審査方針

市町村が支出する各種団体への法令外負担金等については、市町村の財政健全化のため、負担の抑制に努めてきたところである。

平成二十八年度法令外負担金等規制委員会においては、左記第1の「平成二十六年度以前の法令外負担金等の審査方針」に

加えて、左記第2の「平成二十七年重点化審査方針」により規制した内容が実現しているかを審査の基本とし、規制が徹底されていない団体に対しては、厳正に対処することを基本とする。市町村にとつて必要な負担金等は認めるものとする。

## 記

### 第1 平成二十六年度以前の 法令外負担金等の審査方針

- 1 事業内容の聴取の中で不要不急の選別を実施する。  
負担金の総額は、前年度同額以内
- 2 継続する各団体に対する負担金の額は、原則として次のとおりとする。  
事業費を構成する各項目の積算単価は、前年度同額以内  
事業費に対する比率による負担率は、前年度同率以内
- (1) 当該団体における市町村負担

### 第2 平成二十七年重点化審査方針

- 3 新規に負担金を必要とする団体は、原則として認めない。
- 4 既存の団体にあつても、事業目的及び効果が薄いものについては、負担の停止又は負担期限の設定を行い順次廃止する。
- 5 団体の人件費に係る経費の負担は、原則として増額しない。
- 6 市町村負担金のみを財源としている団体等について、次の各項目に該当するものは原則として負担金を廃止する。
  - (1) 前年度の規制委員会において決定された事項を遵守しない団体
  - (2) 自治体職員の表彰等の経費を支出している団体
  - 7 上部団体へ多額の会費・負担金を納めるために市町村負担金を徴収している団体については、減額も含め検討する。
- 1 県補助・負担金について  
県又は県の関係団体が事務局を担当する団体において、県補助・負担額がなく、県として推進すべき事業である場合、県との負担の公平化を図るため、平成二十七年の市町村負担金は半額とする。
- 2 下部団体（市町村団体）との二重負担について  
市町村単位にも同じ趣旨の団体がある場合、市町村負担の適正化を図るため、県団体への負担の廃止を含め、厳正に審査を行う。
- 3 上部団体（全国団体等）納入額について  
上部団体納入金の財源に市町村負担金を充てることは原則として認めない。認められた場合は、納入金相当の負担を減額する。
- 4 繰越金について  
平成二十五年決算における収支残額（翌年度繰越金）が歳出決算総額の三分の一以上を占め、かつ、その収支残額が市町村負担金総額を上回っている場合、負担の適正化を図るため、平成二十七年の市町村負担金は半額とする。

団 体 名	委員会決定事項
群馬県防衛協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県広報協会	規制対象外
群馬県戸籍住民基本台帳事務協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県消防長会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県地域づくり協議会	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度と同額とする。
群馬県都市計画協会	平成27年度負担金算出方法のとおり
群馬県街路事業促進協議会	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度と同額とする。
群馬県農業会議	市町村負担金の減額に努めること。
全国山村振興連盟群馬県支部	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県治山林道協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県国土調査推進協議会	平成28年度市町村負担金算出方法のとおり。なお、県負担金がない場合は翌年度に市町村負担金を半額とする。
群馬県道路協会	市町村負担金を平成26年度の半額とする
群馬県河川協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県用地対策連絡協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県治水砂防協会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする
ダム・発電関係市町村全国協議会群馬県支部	平成28年度負担金算出方法のとおり
(財)群馬県観光物産国際協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
(財)群馬県防犯協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県簡易水道協会連合会	平成28年度負担金算出方法のとおり
日本水道協会群馬県支部	当分の間、負担金は無しとされたい
群馬県合併処理浄化槽普及促進協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり

団 体 名	委員会決定事項
群馬県下水道協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村教育委員会連絡協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県町村教育長会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校長会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県中学校長会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県中学校体育連盟	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県公立学校教頭会	平成28年度負担金算出方法のとおり。なお、上部団体納入金の減額を全国団体へ要請すること
群馬県公民館連合会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県図書館協会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育振興会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育研究連盟	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県スポーツ推進委員協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校中学校教育研究会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県特別支援教育研究会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県国公立幼稚園教育研究会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校保健給食研究会兼護教論部会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校栄養士会	繰越金の適正化に鑑み、平成28年度市町村負担金は半額とする
群馬県公立小中養護学校事務研究会	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県社会教育委員連絡協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
全国町村下水道推進協議会群馬県支部	平成28年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会	平成28年度負担金算出方法のとおり
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐらんま	増額を認めず、平成27年度負担金算出方法のとおり



# 村内循環型経済社会の構築に向けて

群馬県町村議会議長会副会長  
（上野村議会議長） 仲沢 太郎

上野村は、人口が一千三百人（平成二十七年十二月一日現在）であり、群馬県で最も小さな自治体です。

明治二十二年の町村制施行により誕生以来、耕作地の少ない農山村という厳しい条件の中、先人の知恵と努力により自然豊かなふるさとを守ってきました。しかし、他の山村自治体と同様、過疎化は深刻の度合いを強め、集落の中でその存続が

危ぶまれる地域が発生するなど、かつてない窮地に陥っています。当村では、この現状を打破するためには、何より若い力の集が必要であると考えています。

そのため、平成元年度から若い世代を主に対象とした定住対策に全力を注いできました。具体的な対策としては、定住者が村内で安心して働くことが

できる雇用場の創出、比較的安価で優先的に居住できる村営住宅の整備、定住を考えながらも生活面での不安から躊躇している人に対する生活支援策の提供などを強力に推進してきました。その結果、定住者（インターン者）は二百三十八名（平成二十七年十一月一日現在）にのぼり、村の総人口の約一八割という水準にまで至りました。これは、全国的にみても大変高い数値です。さらに、村の年齢別人口構成も変化を見せ始めています。

定住対策の他にも、村民が安心して村で暮らし続けることができるように子育て対策の充実や高齢者福祉の増進、村の総面積の約九六割を占める森林を効果的に活用する林業の振興、観光業の推進、新エネルギーの活用対策、バイオマスの有効活用による村内循環型社会の構築への取り組みなど、様々な挑戦を続けています。

現在、本村が最も力を注いでいる村内循環型社会の構築に向けた施策の一端について紹介します。

資源と経済が村内で有効的に循環する社会を森林面から強力に構築し、森林保全と雇用の拡大を両立させ、林業振興の新たな可能性を広げています。

また、平成二十七年四月より木質ペレットを燃料とする木質バイオマス発電施設を稼働させました。発電は一八〇キロワットと小規模で、発生する全ての電力と熱エネルギーは敷地内にある「きのこセンター」等で利用しています。本村にとっては木材活用の出口が確保されることとなり、森林整備の推進や雇用の創出において大きな効果が生まれます。森林資源の活用とエネルギーの地産地消を核として「村内循環型経済の構築」の確立をめざしています。

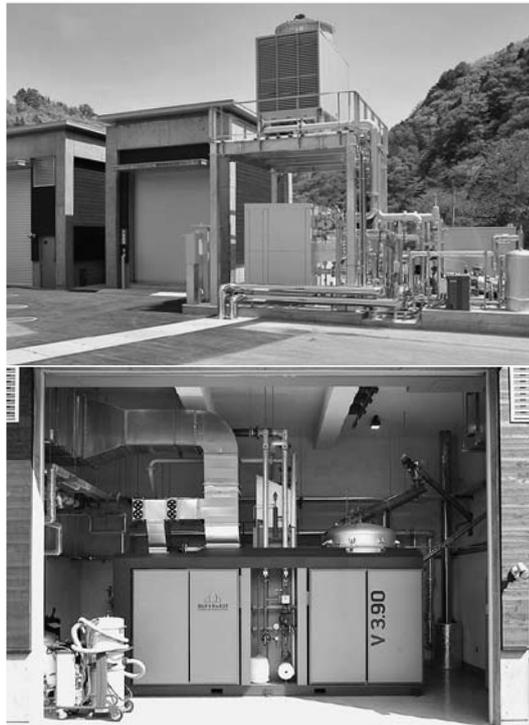
本村議会においては、昨年四月より議員定数を従来の十名から八名と削減いたしました。これまで以上に議会の果たす役割は非常に重要になってきます。各議員が今まで以上に村民の声に耳を傾け、的確に判断し、村執行部との十分な意思疎通を図りながら、その責務を果たし、黒澤丈夫元村長が掲げた「栄光ある上野村の建設」に向け邁進したいと思っております。

森林整備では、従来、切捨間伐が中心でした。切捨間伐では、丸太材がそのまま森林内に放置され「林地残材」となり、豪雨などが発生した場合、土石流の原因となるなど、森林荒廃の一因となっています。村では平成二十二年から搬出間伐に対して補助金の嵩上げ等の支援を実施し、搬出された間伐材（不良材）を有効活用するため、平成二十三年七月より木質ペレット製造工場を稼働させ、ペレットを製造し村内の宿泊・温泉・福祉施設・農業施設等に使用するほか、村内一般各家庭のペレットストーブに利用しております。

現在、本村が最も力を注いでいる村内循環型社会の構築に向けた施策の一端について紹介します。

森林整備では、従来、切捨間伐が中心でした。切捨間伐では、丸太材がそのまま森林内に放置され「林地残材」となり、豪雨などが発生した場合、土石流の原因となるなど、森林荒廃の一因となっています。村では平成二十二年から搬出間伐に対して補助金の嵩上げ等の支援を実施し、搬出された間伐材（不良材）を有効活用するため、平成二十三年七月より木質ペレット製造工場を稼働させ、ペレットを製造し村内の宿泊・温泉・福祉施設・農業施設等に使用するほか、村内一般各家庭のペレットストーブに利用しております。

現在、本村が最も力を注いでいる村内循環型社会の構築に向けた施策の一端について紹介します。



木質バイオマス発電施設



木質ペレット製造工場

# 地方創生の 実現をめざして



## 第59回町村議会議長全国大会

～地方創生の実現をめざして～



昨年11月11日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約千六百人が出席するなか、「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに、第59回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第40回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。

### 第五十九回 町村議会議長全国大会

大会は、松尾副会長（熊本県会長）の開会のことは、国歌斉唱に続き、飯田会長（三重県会長）の開会挨拶、国会審議のため出席できなかった安倍内閣総理大臣から寄せられたメッセージを小貫副会長（茨城県会長）が披露した。

続いて、来賓の大森衆議院議長、山崎参議院議長、土屋総務副大臣、石破地方創生担当大臣、谷垣自由民主党幹事長、藤原全

国町村会長がそれぞれ祝辞を述べた。

次に小貫副会長（茨城県会長）の大会宣言朗読の後、議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択し、出席者の総意を結集した「ガンバローコール」を行い、盛会裏に閉会した。

大会終了後、「地方の明日を創る」と題し、建築家の安藤忠雄東京大学名誉教授による特別



飯田全国町村議会議長会会長



石破地方創生担当大臣

講演が行われた。

講演会終了後、地元選出国会議員並びに関係方面へ陳情を行った。

## 宣言

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては、少子・高齢化や過疎化の中で、依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積している。

特に、原子力事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活が余儀なくされている。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復興への取組

みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、本年、地方分権改革を推進するための新たな手法として導入された提案募集に対する地方公共団体等からの提案を踏まえた「第5次一括法」を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものである。

我々議会は、本日、「第十九回町村議会議長全国大会」を開催し、地方創生の実現をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

## 決議

一、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する

一、地方創生の推進を期する  
一、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する

一、町村財政の強化を期する  
一、議会の機能の強化を期する  
一、農林水産業振興対策の強化

を期する  
一、中小企業振興対策の強化を期する  
一、環境保全対策の推進を期する

一、情報化施策の推進を期する  
一、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する  
一、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する

一、教育・文化の振興を期する  
一、交通及び生活環境の整備促進を期する

一、消防体制の強化を期する  
一、国土政策の推進を期する  
一、基地対策の推進を期する  
一、過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

### 日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から四年八か月が経過し、この間、被災自治体は、国の特例的な支援を最大限活用し、懸命の努力と全国の自治体関係者の連携・協力等により、本格的な復興に向けた取組みを全力で行ってきた。

しかしながら、役場職員の人員不足、建設業の人手不足・人件費高騰や資材の不足・高騰な

どにより、復興事業に遅れが生じている。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、復旧・復興事業は遅れ、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

### 記

一、平成二十八年度以降においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるように、国は、被災町村の意見を踏まえ特例的な財政支援を継続し、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。

二、震災の影響により人口減となった自治体においては、平成二十七年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とするこ

とは財政への影響が甚大であることから、平成二十二年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とするなどの特例措置を設けること。

三、被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

四、地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

五、復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。

また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。

六、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力事故の早期収束を図ること。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中长期ロードマップ」に基づいて、国の責任で着実に実施すること。

七、原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。

八、大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、早急に必要な法制度の整備及び対策を講じること。

### 地方創生の推進に関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、昨年十二月、人口減少の克服と地方創

生に向けて、二〇六〇年に一億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後五か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

これを受けて、現在、地方においては、地方の創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等の策定に向けて取り組んでいるところである。

政府が本年を「地方創生元年」と位置づける中、人口減少の克服と地方創生は、国と地方が連携・協力して総力を挙げて取り組むべき国家的課題であり、我々町村としても、真正面からこの課題に取り組む覚悟である。よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

#### 記

一、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。

二、地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、幅広い事業に活用できる

よう、各省縦割りの補助金ではなく、自由度の高い包括的なものとする。

また、その内容や規模については、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる検討を進めるとともに、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的なものとする。

三、人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

四、新型交付金に係る地方の財政負担については、町村が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

五、地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、抜本的な対策を講じること。

### 町村税財源の充実強化に関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口

の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策に取り組んでいるところであるが、これまでも増して活力ある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方

税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

平成二十八年年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

#### 記

一、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。

二、地方交付税の法定率の引き

上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三、今後数年で法人実効税率を二〇％台まで引き下げられる場合には、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。

四、固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

五、消費税率一〇％への引上げ時における自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとつて極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。

六、ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の一〇

分の七が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

### TPPに関する特別決議

十月五日、米国アトランタでのTPP閣僚会合において、TPP交渉が大筋合意に至った。

TPP交渉にあたっては、これまで我が国の国益を損うことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすことを求めてきた。とりわけ、農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保について、国会における決議等を踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期することを強く求めてきたところである。

今回の大筋合意に伴い、全国的に幅広い分野において大きな影響が懸念される所であり、特に農林水産業に深刻な影響を及ぼすことを危惧している。

よって、大筋合意の内容と地方経済や国民生活全般に与える影響等について詳細かつ丁寧な説明と情報提供を行うとともに、町村における基幹産業である農林水産業や、食料供給、水

源涵養、国土保全、伝統・文化の継承などに重要な役割を担っている農山漁村が、将来にわたり持続的に発展していけるよう、万全の対策を講じることを強く要請する。

### 参議院選挙制度改革に関する特別決議

参議院議員選挙における「一票の較差」を是正するため、去る七月二十八日、鳥取・島根、徳島・高知の人口の少ない県単位の選挙区を合区とする内容を含む改正公職選挙法が成立した。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが大切であり、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

国においては、今般の改正公職選挙法附則第7条において、「選挙区間における議員一人当

たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」とされている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

### 日米地位協定の見直しに関する特別決議

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、三一の都道府県に一二三施設、約一〇万二千鈔の米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約七四％を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事

件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後七十年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和三十五年に締結されて以来、五十年以上もの間、一度も改正されていない。

## 豪雪地帯町村議会議長全国大会

### 決議

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要請する。

#### 信網の確保

一、雪国の特性を活かした農業及び産業振興対策の強化

一、学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化

一、定住の促進及び居住環境の向上

一、雪害対策及び消防・防災体制の強化

一、雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進

一、豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要請する。

#### 記

一、豪雪地帯対策の充実強化

一、冬期における交通網及び通

# 群馬県町村議会議員研修会開催

県町村議会議長会は、昨年十月三十日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研究していただく、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。

修するもので、今回は、首都大学東京准教授の山下祐介（やました ゆうすけ）氏及び弁護士伊藤真（いとう まこと）氏の二人から次の演題で講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。



## 日本国憲法の理念

弁護士・株法学館 伊藤塾 塾長

伊藤 真 氏



## 地方消滅の罅

～「増田レポート」と人口減少社会の正体～

首都大学東京 都市教養学部 准教授

山下 祐介 氏



熱心に聴講する参加者

# 読者が手に取りたくなる・ページをめくりたくなる紙面づくりを目指して議会広報研修会を開催



群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十七日、前橋市・群馬県市町村会館において議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今回は二十町村、百二十四人の議会議員及び事務局職員が参加した。

講師の編集・出版アドバイザー 芳野政明氏は、議会活動や情報が住民に伝わるまでが議会の仕事であり、議事や議会諸活動の内容を住民に伝え、共有するまでが議会の義務

であり責任であると述べた。その責任を果たすためには、議会広報の編集技術を学び、住民にわかりやすく伝わるための広報づくりが大切と、表紙の企画や留意点、見出しの付け方、一般質問の編集方法を具体的に説明した。

また、午後は広報クリニクに応募した榛東村、吉岡町、昭和村及びみなかみ町の議会広報紙を教材に実践的な編集技術を学んだ。

# 金井榛東村議長を 会長に選任

## 議長会臨時総会を開催



臨時総会風景



就任の挨拶をする  
佐俣副会長



就任の挨拶をする  
金井会長

県町村議会議長会は、去る十一月二十日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋において臨時総会を開催した。柳沢浩一氏（前玉村町議会議長）の退任に伴い欠員となっていた会長に、金井佐則・榛東村議会議長を選出した。また、この会長就任に伴い、副会長が一名欠員と

なったので、副会長（第二順位）に、佐俣勝彦・甘楽町議会議長を選出した。任期はいずれも、平成二十九年六月一日までの残任期間。

## 「群馬県知事・ 町村議会議長 懇談会」を開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋で大澤知事と県下町村議会議長が意見交換を行うため懇談会を開催した。

この懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で六回目の開催となる。

懇談会には、大澤知事のほか岩井県議会議長、新井県議会議長、反町副知事及び村手副知事も出席した。

## 当選町長紹介



邑楽町 金子 正一

一九四二年十二月二十一日邑楽町生まれ。七十三歳。趣味はウォーキング。座右の銘は「誠実」。

## 当選議長の紹介

甘楽郡南牧村 工藤 健司  
十月七日 当選

佐波郡玉村町 高橋 茂樹  
十月二十二日 当選

## 議長会役員の変動

柳沢 浩一（玉村町）  
十月二十二日 会長退任

高橋 茂樹（玉村町）  
十月二十二日 理事就任

金井 佐則（榛東村）  
十月二十三日 会長職務代理就任

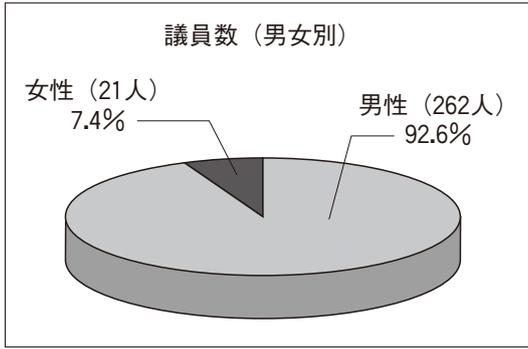
金井 佐則（榛東村）  
十一月二十日 会長就任

佐俣 勝彦（甘楽町）  
十一月二十日 副会長就任

十一月二十日 副会長就任

## 第61回町村議会実態調査から

# 住民に開かれた 議会の発展を目指す



全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成二十七年で第六十一回を迎えた。ここでは、その調査結果から、

別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	209人	73.9%
12年以上 24年未満	63人	22.3%
24年以上 40年未満	10人	3.5%
40年以上	1人	0.4%

本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。

### 一、議員数（総数）

議員定数二八九人（対前年六人減）、実数は二八三人

### 二、議員数（男女別）

男女別議員数はグラフのとおり（男性議員は対前年一〇人減、女性議員は対前年一人増）

### 三、議員数（在職年数）

「別表1」のとおり

### 四、議員数（年齢構成）

「別表2」のとおり

設置数は次のとおり

五、常任委員会  
五委員会 一町（前年同）  
三委員会 四町  
（対前年一町村増）  
二委員会 一八町村

（対前年一町村減）

委員会定数の最高は二二人、最低は四人

### 六、議会運営委員会

県内全町村が設置。委員定数の平均は五・六人

### 七、議会事務局

県内全町村が設置  
専任職員は事務局長一九人（対前年一人減）、職員二人（対前年一人減）、一議会あたりの専任職員数は一・七人（対前年〇・一人減）。兼任職員を含めても二・五人（前年同）

一議員あたりの職員数は〇・二〇人（対前年〇・〇一人増）

八、議会広報活動  
議会広報は県内全町村が発行のうち二一町村が議会単独発行

九、本会議  
一町村あたりの開催状況は次のとおり

（一）定例会  
年四回開催が全町村で、一

定例会あたりの会期日数は一〇・〇日、うち、本会議日数は二・八日、傍聴者数は一九・九人

（二）臨時会  
開催回数は一町村平均年二・一回、一臨時会あたりの会期日数は二・二日、うち、本会議日数は一・〇日、傍聴者数は二・三人

十、議員報酬、費用弁償  
議員報酬  
「別表3」のとおり。

県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を上回った。

（二）費用弁償  
本会議、委員会へ出席した際の費用弁償は、県内全町村

のとおりのとおり

（一）定例会  
年四回開催が全町村で、一

別表2 議員数（年齢構成）

年齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	0人	0.0%
30歳以上 40歳未満	7人	2.5%
40歳以上 50歳未満	14人	4.9%
50歳以上 60歳未満	48人	17.0%
60歳以上 70歳未満	171人	60.4%
70歳以上 80歳未満	42人	14.8%
80歳以上	1人	0.4%

別表3 議員報酬

単位：円

区分	議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長
H27.7.1 本県平均	285,200	224,217	203,013	211,935	211,870
H26.7.1 本県平均	277,397	217,890	197,965	206,171	205,910
対前年比 (%)	102.8%	102.9%	102.5%	102.8%	102.9%

が支給していない。

### 十一、議会基本条例

六町村（吉岡町、東吾妻町、昭和村、板倉町、千代田町、大泉町）が制定（対前年一町村増）

現在、二〇一八年FIFAワールドカップ・ロシア大会のアジア二次予選が進められており、日本代表は、残り二戦となった昨年十一月時点で、五勝二分け、グループ首位となっていますが、最終予選、本選へ向けて、ハリルホジッチ監督の思惑どおりのチーム編成、試合運びとなっているのでしょうか。

それはさておき、今回の「おすすめの一冊」は、日本代表監督繫

**おすすめの一冊**



**オシムの言葉(増補改訂版)**  
木村元彦著 文春文庫

異国の指導者の言葉が日本人の心を捉え、共感させ続けているからなのでしょうか？  
私の心が捉えられ、共感した本書中の箇所は、『無名でもモラルの高い選手を選んだ。チームは十一人のフイーゴやベツカムを選んでもダメなのだ。』と『私はひとつのチームを作ることをまず考えて、その上で機能する選手を選ぶ。当時この三人は汗かきも囧おろになるこ

持った管理・監督者やそれを補佐する優秀な直属スタッフも必要でしょうが、地味ながらも縁の下の力持ち的な貢献を厭いとわない人も存在しなければ、組織としては機能せず、優秀な人材もその能力を十分に発揮できないのではないのでしょうか。  
本書には、この他にも含蓄のあるオシム氏の言葉が網羅されていますし、戦争や平和について深く考えさせられる箇所も多くあります。

がりて『オシムの言葉(増補改訂版)』・木村元彦著・文春文庫・六百九十円+税)を紹介させていただきます。

この「オシムの言葉」は、二〇〇五年に単行本として出版され、二〇〇八年に文庫化(追補あり)、そして二〇一四年一月に今回の増補改訂版が出版されました。  
こう何度も発刊されるのはなぜでしょうか？

とも厭いとわない選手だった。』という箇所です。

これは、チーム(＝組織)に関するオシム氏の考えが記された箇所、ジャンルこそ違いますが、あるプロ野球球団が強打者ばかりを集めた時期がありました。うまく機能していったのでしょうか。  
我々も何らかの組織に所属してありますが、その組織には、強烈な統率力を備え、明確なビジョンを

述の疑問符に対する答えを探してみませんか。

若い人たちにとっては、二〇〇六年の青少年読書感想文全国コンクール(高等学校の部)の課題図書でもあったことから過去に読んだ人もいるかもしれませんが、人生を積み重ねた分、新たな感動や発見があるかもしれませんので、あの頃の自分を重ね合わせ、もう一度読み返してみるのも良いのではないのでしょうか。(I)

**これからの主な行事予定**

群馬県町村会関係	日程	会場
理事会	1月7日(休)	群馬県市町村会館 町村会役員室
定期総会	2月9日(火)	群馬県市町村会館 大会議室
群馬県市町村総合事務組合定例会	2月22日(月)	群馬県市町村会館 特別会議室
会計管理者研修会	2月26日(金)	群馬県市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
正副会長会議	1月8日(金)	群馬県市町村会館 議長会役員室
理事会	1月15日(金)	群馬県市町村会館 議長会役員室
定期総会	2月16日(火)	群馬県市町村会館 大会議室

**平成28年 町村長・町村議会議員 任期満了日一覧**

町 村 長	
町 村 名	月 日
玉 村 町	1月31日
千代田町	3月24日
昭 和 村	5月30日
甘 楽 町	7月22日
板 倉 町	11月16日
下仁田町	12月4日

町村議会議員	
町 村 名	月 日
千代田町	3月30日